

令和7年度

いじめ防止 基本方針

早期発見
迅速な対応
未然防止



大阪市立緑中学校

1. いじめは重大な人権侵害

- いじめは重大な人権侵害です。どんな理由があろうと、いじめられてもよい人間なんて1人もいません。それは緑中学校でも、どこの社会でも一緒です。
- いじめられている子どもは決して悪くありません。いじめる側が100%悪いのです。「あの子にも悪いところがある。」という理由は成り立ちません。
- いじめは子どもの心に深い傷を残します。そして自分らしく生きようとする力を奪います。緑中学校はいじめを許さない学校づくりに取り組みます。

2. いじめは重大な法律違反

- いじめを防ぐための法律が平成25年に成立しました。『いじめ防止対策推進法』です。その第4条に「児童等は、いじめを行ってはならない。」とあります。
- また、いじめは、内容によって、脅迫、強要、暴行、侵害、恐喝、侮辱、名誉棄損、窃盗、強制わいせつなどの刑罰法規に低触する場合もあります。
- いじめ防止対策推進法では、何がいじめで、何がいじめでないのかの判断を次のように決めています。
 - いじめを受けた**子どもがどう感じたか、どう思っているかが優先されます**
 - 相手の子どもや教師、周囲の大人が「それはいじめとはちがう」と決めることではありません
 - インターネット・SNS等を通じて行われるのもいじめです
- 「1回だけだから(継続性)」とか「これぐらいで(程度)」は、いじめかどうかの判断材料にはなりません。また、この法律では、国、府、市、学校、教職員、保護者の責務が定められています。

いじめ防止対策推進法(第2条 いじめの定義)

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. いじめに対する緑中学校の5つの決意

- ① いじめを許さない集団づくりをします。
- ② 教職員がチームとなって守り抜きます。
- ③ いじめを早く発見できるようにします。
- ④ 保護者と協力して対応します。
- ⑤ 積極艇に関係機関や専門家とも連携します。

誰もが安心して
自分を発揮できる
学校にしよう



1. いじめに対応する校内のチーム

(1) いじめ対策委員会

① メンバー構成

校長 教頭 首席 生徒指導主事 特別支援教育コーディネーター
 学年主任 学年生徒指導担当 人権教育主担 養護教諭
 スクールカウンセラー (スクールソーシャルワーカー スクールロイヤー)

② 主な役割

『学校いじめ防止基本方針』を策定します。また、重大事態が発生した時の対応をします。

(2) 生徒指導委員会（主任会）

① メンバー構成

校長 教頭 首席 生徒指導主事 学年主任

② 主な役割

いじめや問題行動が発生した時の対応をします。

(3) 不登校対策委員会

① メンバー構成

校長 教頭 首席 生徒指導主事 特別支援教育コーディネーター
 学年主任 不登校担当 教育相談コーディネーター
 (養護教諭 スクールカウンセラー)

② 主な役割

不登校への対応をします。

2. 何のためのチーム対応か

『いじめ』と疑われることが起きた時にチームに報告・連絡・相談して組織として判断や対応をします。「気づき」を共有し、ひとりで抱え込まないようにして**みんなで子どもを守るため**です。

また、いじめを認知したときは教育委員会に報告して指示を仰ぎます。ケースによっては警察、こどもサポートネット、こどもセンター等とも連携し、迅速かつ適切な対応をします。

いじめの
防止・解決に
みんなで
取り組もう



子どものサインに気づきます

(1) 学校生活（いじめ）アンケートを定期的（月1回）に実施します
教育相談（学期始め）、スクールライフ相談申告、心の天気 ※情報モラルチェック

(2) 子どものサインを見逃しません

- 声をかけるとびくっとする
- イライラして反抗的になったり、攻撃的になったりしている
- 声をかけても返事がない、口数が少なくなった
- たびたび体調不良を訴える、欠席、遅刻、早退が増えた
- ケガや傷が多くなった
- 教職員を避けている、または、職員室や保健室の周りをうろうろする
- 紛失物が多くなった、持ち物に落書きがある
- 刃物など危険なものを持つ

(3) 学級集団のサインを見逃しません

- 休み時間等に固定化した少人数のグループに分かれている傾向にある
- 学校の行き帰りや休み時間等にいつも1人で過ごしている子がいる
- 班活動や集団行動のときなどに1人でいる
- 学級の子どもたちが特定の子どもの失敗や規則違反に敏感に反応する
- 飯食時などの子どもたちの会話に、度を過ぎたふざけや、からかうのような笑いが頻繁にみられる
- ニックネームやあだ名がかたよって使用されている
- 子どもどうしの会話で、言葉がきつくなっている
- 持ち物等に流行が見られたり、持ち物の自慢をしたりする子どもが増えている
- まじめに取り組むことをひやかすような雰囲気が生まれている
- 授業中に手をあげない子が増えた
- 学校のルールを守らない雰囲気ができている
- 教職員に距離を置く子どもが増えた

(4) 家庭のサインに積極的に対応します

【ちょっと気になる段階】

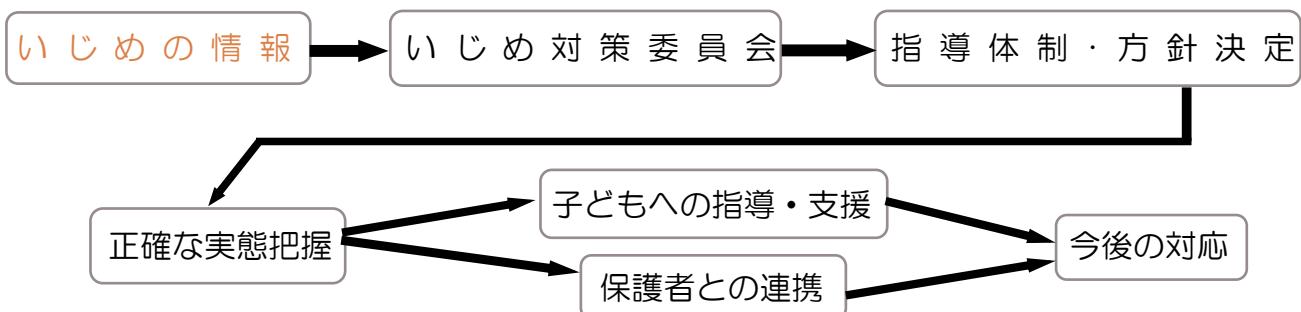
- | | |
|---|--------------------|
| <input type="checkbox"/> 元気がなく、イライラしている | □朝晩のあいさつや、話をしなくなった |
| <input type="checkbox"/> 持ち物をよくなくしていく | □食欲がなくなっている |
| <input type="checkbox"/> 家族に乱暴な態度をとる | □帰ってくると服が汚れている |
| <input type="checkbox"/> お金をねだる | □友だちからの電話に対して対応が暗い |
| <input type="checkbox"/> 急に成績が下がる | |

【すぐに対応が必要を思われる段階】

- | | |
|---|------------------------|
| <input type="checkbox"/> 教科書やノートに本人の筆跡ではない落書きがある | |
| <input type="checkbox"/> 家のお金がなくなっている | □身体に不自然な傷やあざがある |
| <input type="checkbox"/> 友だちからたびたび呼び出され、嫌そうに外出する | |
| <input type="checkbox"/> 買った覚えのない物を持っている | □夜、寝れなかったり、夜中にうなされたりする |
| <input type="checkbox"/> 友だちが急に遊びに来なくなり、ひとりぼっちのことが増えた | |
| <input type="checkbox"/> 学校に行きたがらない | □衣服に破れや、靴のあとがある |
| <input type="checkbox"/> たびたび持ち物がなくなったり、壊れたりしている | |

いじめに早く対応します

1.いじめ対応の基本的な流れ



2.いじめ対応の留意点

(1)いじめはどの学校でも、どの学級でも、**起こりうる**

いじめ追跡調査(2016-2018 国立教育政策研究所)によると、小学4年生から中学3年生までの6年間で9割を超える子どもがいじめの被害も加害も経験しています。この事実をしっかりと受け止め未然防止、早期発見、迅速な対応、再発防止に取り組んでいきます。

(2)いじめを発見したら、その時に、その場で、**いじめを止める**

遊んでいるように見えても気になるようすならば積極的に声掛けや指導をします。
暴力を受けている場合は、被害生徒を直ちにその場から引き離しすぐにチームで対応します。

(3)いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを**守り抜く**

授業時間はもちろん登下校、休み時間、給食時間、清掃時間、放課後においても教職員の目が届く体制をつくります。また、家庭と連携をとり子どもの変化を見逃さないようにします。

(4)実態を慎重に**把握する**

いじめている子どもといじめられている子どもを別々の部屋に入れるなど、聞き取りの場所や時間に配慮をします。また、聞き取った内容のすり合わせや、子どもや保護者からの情報などを総合的に検証して正確な実態把握に努めます。

(5)つらい気持ちに**共感する**

いじめられた子どものつらい気持ちを受け止めて安心感の回復を最優先にします。そのため、「いじめは絶対に許さない」という姿勢、中途半端な指導では事態は改善しないとの認識を教職員全員で共有し、毅然とした対応します。

(6)学校全体の問題として**考える**

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考えます。いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促し、自浄力・解決力のある集団へと育てます。

1. ケータイとSNSのトラブル

(1) どのようなトラブルがあるのか

- 揭示板やSNSに特定の生徒の誹謗・中傷や挑発などを書き込む
- SNSのグループで特定の生徒を仲間はずれにする
- 特定の生徒の画像や動画、個人情報を勝手に投稿する
- 特定の生徒になりすましてトラブルになるような内容のメッセージを送る
- アカウントやパスワードを違法に取得して個人が投稿した内容を改ざんする

(2) 法的に見ると

事象にもよりますが下記のような刑罰法規に違反する可能性があります

- 名誉毀損罪(めいよきそんざい)** [刑法230条]
「公然と事実を適示し、人の名誉を毀損した者はその事実の有無にかかわらず3年以下の懲役若しくは禁錮または50万円以下の罰金に処する」※内容の真偽は関係なし
- 侮辱罪(ぶじょくざい)** [刑法231条]
「事実を摘示しなくとも、公然と人を侮辱したものは拘留または科料に処する」
- 不正アクセス禁止法**
「不正アクセスする行為」と「不正アクセスを助言する行為」「他人の識別符号を不正に取得・保管・入力要求する行為」の3つを禁じており、懲役や罰金などの罰則があります。

2. 対応のしかた

(1) 書き込みや画像の速やかな削除

被害の拡大を防ぐために書き込み等の削除を迅速に行います。手続きは基本的に被害を受けた「本人および保護者」が行います。学校が代理で行うと情報提供にとどまり管理者の対応義務を求められない場合があります。

① 書き込みの確認と内容の保存

- 揭示板のアドレスや投稿者のアカウントを記録する
- 書き込み等をプリントアウトする
- 携帯電話の場合は画像をデジタルカメラで撮影する

② 揭示板の管理人やSNS運営会社は削除依頼

- 管理者の連絡先が不明な場合はプロバイダに削除を依頼する
- 削除が難しいケースは警察や法務局・地方法務局に相談する

(2) 未然防止と早期発見

① 家庭にお願いしたいこと

- 使用時間のマナーなどのルールづくり
- フィルタリング
- 書き込み内容の確認
- 子どもの変化の発見(携帯電話を見て落ち込むなど様子の変化)と早めの相談

② 情報モラルの指導

- 発信したら多くの人にすぐ広まること
- 匿名でも書き込みした人は特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 一度流出した情報は回収が難しいこと
- 書き込みが原因で加害者にも被害者にもなる危険性があること

『学校安心ルール』を活用します

「学校安心ルール」(大阪市立緑中学校)

（基本的な考え方）

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことから心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行なうことができる対応
基本的な約束事		・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・勉強する			
第1段階	・授業時間におくれる ・物をかって使う	・からかう、ひやかす ・無視する ・からかう、ひやかす	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	・授業のじまをする ・授業に関係のない話をする ・授業をさぼり、校内にたむろする	・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・パカにしたようなことを言う	・学校の物をこわす ・夜中に出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階	・授業中、故意に妨害をする ・テストのじまやカンニングを繰り返す ・学校をさぼり、校外にたむろする	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう（プロレス技をかけるなど） ・物を故意にこわしたり、すてたりする	・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす。ぶつかるなどの暴力をふるう	万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導

（ルール表作成上の留意点）

※この「学校安心ルール」（スタンダードモデル）の内容は、教育振興基本計画に示されている学校の安心・安全のためのスタンダードモデルです。各小中学校では、スタンダードモデルをもとに学校の実情に応じた学校安心ルールを作成し運用することができます。

※学校は児童生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

※「学校等が行なうことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することができます。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいそゞ丁寧な立ち直り支援を行なう場所です。

※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。（SNSにかかる事案に関して同様です。）

関係機関や専門家と連携します

1. 教育委員会との連携

(1)教育委員会への報告

学校でいじめを認知したら教育委員会へ報告して指導助言等の必要な支援を受けます。
また、対応後のようにやや継続指導の状況についていじめが解消するまで報告を続けます。

(2)学校だけでは解決が困難な事案が発生したとき

- ①『学校安心ルール』の第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）が発生したとき
 - ・教育委員会が出席停止の措置を含めた対応を検討(学校教育法第35条)
- ②保護者が就学校の指定の変更や区域外就学を申し出たとき
 - ・学校と教育委員会で協議(学校教育法施行令第8条)
- ③ネット上で深刻なトラブルが発生したとき
 - ・教育委員会を通じて『大阪の子を守るサイバーネットワーク』等へ必要な支援を要請

(3)教育委員会が設置する相談窓口の周知（8ページに掲載）

通信物等を利用して生徒や保護者へ相談窓口の周知に努めます。また懇談会や説明会などの機会を活かして「ためらわない相談」を呼びかけます。

2. 主な関係機関や専門家

(1)関係機関

- 鶴見警察署
暴行、傷害、器物損壊、恐喝、強要、強制わいせつ、ネット上の侵害行為等の犯罪に関する相談、被害届・告訴・告発の受理
- 大阪市中央こども相談センター
親の病気・離婚・家出などにより家庭での養育が困難、家出・万引き・怠学などの問題行動イライラしてこどもを叩いてしまう、ことばの遅れなどの発達に心配があるなどの相談など
- 鶴見区役所保健福祉課 子育て支援（こどもサポートネット）
教育と保健福祉の分野をつなぐコーディネート
課題を抱える子育て世帯のアセスメントと支援

(2)専門家

- スクールカウンセラー（SC）
子ども、保護者、教員を心の面から支援する心理士。週1回（毎週火曜日）、校内のカウンセリングルームに常駐している。担任、SC担当の教員、または教頭を通して予約
- スクールソーシャルワーカー（SSW）
子どもに影響を及ぼしている家庭、学校、地域環境の改善に向けて支援ネットワークを築く福祉の専門家。福祉関係機関と連携・調整を進めながら環境改善を図る。
- スクールロイヤー（SL）
司法の観点から教育委員会や学校へ助言を行う弁護士

相談窓口の一覧表

- ①『鶴見警察署』 06-6913-1234
- ②『大阪市中央こども相談センター』 子ども専用 ☎ 06-4301-3140
保護者専用 ☎ 06-4301-3141
※月曜日～金曜日・9:00～19:00 (祝日・年末年始は除く)
- ③『子どもの人権 110番(大阪法務局)』 ☎ 0120-007-110
※月曜日～金曜日・午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始は除く)
※IP電話からはかかりません
- ④『子どもの人権 110番！(大阪弁護士会)』 ☎ 06-6364-6251
※水曜日 15:00～17:00
※第2木曜日 18:00～20:00 (祝日・年末年始は除く)
- ⑤『子ども情報研究センター子ども家庭相談室電話相談』 子ども専用 ☎ 0120-928-704
保護者専用 ☎ 06-4394-8754
※月曜日、火曜日、木曜日(祝日は休み) 午前10時～午後8時
※子ども専用のみ通話料無料
- ⑥『24時間こどもSOSダイヤル』 ☎ 0120-0-78310
※年中無休・24時間対応・通話無料
※IP電話からはかかりません
- ⑦『18さいまでのチャイルドライン』 ☎ 0120-99-7777
※毎日・16:00～21:00(年末年始は除く)
※通話料無料
- ⑧大阪府教育センター『すこやか教育相談』
・『すこやかホットライン』 子ども専用 ☎ 06-6607-7361
✉ sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
・『さわやかホットライン』 保護者専用 ☎ 06-6607-7362
✉ sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
・『すこやか教育相談24』 ☎ 0120-0-78310
※電話相談→9:30～17:30 月～金曜日(祝日・休日・年末年始は除く)
Eメール相談→24時間受付(回答は後日) FAX相談→06-6607-9826
- ⑨『大阪市児童虐待ホットライン』 ☎ 0120-01-7285
※年中無休・24時間対応
※通話料無料
- ⑩『ひきこり相談』 ☎ 06-6923-0090
※月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)・午前10～午後5時
- ⑪『大阪市人権啓発・相談センター』 ☎ 06-6532-7830
※平日9:00～21:00 日・祝9:00～17:30
※土曜日と年末年始(12/29～1/3)は休館

重大事態が発生したとき

1. 重大事態とは何か

想定される重大事態

『いじめ防止対策推進法』(第28条)には学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

○生命、心身又は財産に関する重大な被害が生じた疑いがある場合

- (例)
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手します。

2. 重大事態発生時の対応

(1)速やかに事案を報告し指示を受ける



(2)調査の主体と組織について

市教育委員会は教育委員会付属機関である『第三者委員会』と協議し、重大事態の認知と事案調査を行う主体をどのような調査組織とするかを判断します。

○ 学校が主体となって調査を行うときの組織

学校に常設の『いじめ対策委員会』が調査を行います。市教育委員会は必要な指導、人的措置等な適切な支援を行います。

○ 市教育委員会が主体となって調査を行うときの組織

学校主体の調査では重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する事案のとき、または学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような事案のときは、教育委員会の付属機関である『第三者委員会』が調査を行います。

(3)調査結果の報告及び提供について



1. 未然防止の基本的な考え方

(1) 「いじめを生まない学級・学校づくり」をします

いじめの未然防止を「いじめを生まない学級・学校づくり」から始めます。具体的には、次の2点を基本に学校の風土づくりに取り組みます。

- ①すべての生徒が安心・安全に学校生活を送れること
- ②規律正しい態度で授業や行動に主体的に参加・活躍できること

(2) 授業を大切にします

目標授業・・・わかる授業、規律の保たれた授業、活躍できる授業、交流できる授業

「勉強はわかる」ことは、子どもたちにとって大きなウェートを占めます。**居場所**づくりの原点は授業への参加と学力保障と考えます。授業研究、教師間の情報共有、CRT等の検査活用、専門家の活用を通して様々な角度から個に応じた適切な支援をします。

(3) 良くなりたいという思いを大切にします

目標集団・・・認め合える、励まし合える、助け合える、褒め合える、注意し合える
安定した集団生活を送るには「自分は自分でよい」という安心感が必要です。そのために班活動や班学習など交流の場面をつくります。その中で互いを認め合ったり、妥協点をみつけたりする経験をさせます。子どもたちは自らも「良くなりたい」「がんばりたい」と願う存在だと考えています。様々な経験を通して、困難を乗り越えられる糸が深まるように、意図的・計画的な仕掛けをします。

(4) 地域社会全体で取り組む

いじめ防止に向けて、地域協働の活動や学校協議会を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境(雰囲気)を生み出すことに努めます。

2. 経験に学びます

対応だけで終わらせません

- いじめが起こったときに事後の対応にとどまることなく、対応のあり方を点検して、再発防止や未然防止へつなぎます。点検は「いじめ対策委員会」が主体となり、職員研修等を通して全教職員でその経験を教訓にします。
- 校内研修会を実施します。いじめ防止対策…年1回
- また校内研修等の実施と併せて、セルフチェック等を活用し、個々の教職員の認識や現在の学校体制について考え、いじめ対応を見直す機会にします。

3. 心と権利を学びます

道徳教育や人権教育(障がい理解等)を充実します

- 「いじめを許さない心」や「自分らしく生きる権利」をより深く学べるように、道徳教育や人権教育(障がい理解等)のあり方の実践研究に努めます。
- 校内研修会を実施します。人権教育研修会…年1回

いじめ事案対応フローチャートモデル（組織対応の流れ）

